



平成26年6月2日

各 位

会 社 名 株式会社フジタコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 藤田 博章  
(JASDAQコード3370)  
問合せ先 取締役人事部長 山本 智之  
(TEL0144-84-8888)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成26年6月2日開催の当社取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第36回定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は平成25年9月6日開催の当社取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割するとともに単元株式数(売買単位)を100株とする単元株制度を採用する旨の決議をしておりますが、これに係る所要の変更を次のとおり行うものです。

- (1) 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設します。
- (2) 現行定款第8条以下の乗数を繰り下げます。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日(木)(予定)
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日(木)(予定)

以 上

(別 紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 1 条～第 7 条 (条文省略)  <u>(新 設)</u>	第 1 条～第 7 条 (現行どおり)  <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以外 の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げ る権利</u> 2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定によ る請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当て及び募集新株予約権 の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 41 条 (条文省略)	第 9 条～第 42 条 (現行どおり)